

令和5年度札幌市ひとり親家庭学習支援ボランティア事業運営業務
提案説明書

この提案説明書は、札幌市が実施する「令和5年度札幌市ひとり親家庭学習支援ボランティア事業運営業務」の公募型企画競争（プロポーザル方式）の実施に関して、企画提案者の創造性、企画力及び業務経験等を適正に審査し、本業務の内容に最も適した受託者を選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

1 業務名

令和5年度札幌市ひとり親家庭学習支援ボランティア事業運営業務

2 事業の目的

母子家庭又は父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）の児童に対し、学習支援により学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じひとり親家庭の不安感を解消し、ひとり親家庭の自立を促進することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 予算規模

6,900千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は、現時点での予算規模を示すもので、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 業務内容

(1) 概要

別添1の札幌市ひとり親家庭学習支援ボランティア事業実施要綱（平成25年7月8日子ども未来局長決裁。以下「要綱」という。）に基づき、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業を運営する。

(2) 学習支援等実施場所の確保

市内全10区において、学習支援及び児童等の相談を実施する場所を、1区1か所以上確保する。

(3) ボランティアの確保

要綱第5条第2号に定めるボランティアリーダー（以下「ボランティアリーダー」という。）及び同条第2号に定める学習支援ボランティア（以下「学習支援ボランティア」という。）の募集・登録を行う。なお、これらボランティアに対し、受託者の負担によりボランティアに交通費相当などの謝礼を払うこととするは差し支えない。

(4) 参加者の募集

学習支援及び進路相談や生活相談が必要なひとり親家庭の子どもへの参加が多く得られるよう、効果的な手法で参加者の募集を行う。

(5) 教材等の配備

学習支援にあたって参加者が持参する教科書等以外に必要な教材等は、受託者の負担で配備する。

(6) 進路相談及び生活相談の対応

学習支援の場等において、対象児童及びその保護者から進路相談や生活相談があった場合は、要綱第5条第2号に定めるボランティアリーダー又は学習支援ボランティアが対応する。

(7) 学習支援の実施

ア 実施期間・頻度

令和5年4月8日（土）から令和6年3月31日（日）において、年末年始（12月29日～翌年1月3日）、ゴールデンウィーク（1回分）を除き、週1回以上実施する。

イ 実施時間

参加者のニーズ等を踏まえ、放課後の時間帯や土曜・日曜などに、1回当たり2時間程度実施する。

ウ 開催形態

5(2)で規定する開催場所において対面形式で行うことを原則とするが、次の場合においてはオンライン形式で開催するものとする（対面形式との併用も含む）。

(ア)対面形式で行うことにより、受託者及び参加者の安全上の問題が生じる可能性がある場合

(イ)参加者からオンライン形式での開催の求めがあった場合

(ウ)その他札幌市からオンライン形式での開催の依頼があった場合

エ 学習支援ボランティアの配置人数

学習支援ボランティアは、原則として、対象児童3名当たり1名以上配置する。ただし、オンライン形式で開催する場合はこの限りではない。

オ 会場の運営

ボランティアリーダーの統括の下、参加者の安全やプライバシーに配慮した運営を行う。

カ 参加者の負担

参加者から利用料金は徴しない。ただし、学習支援実施場所までの交通費は自己負担とする。

(8) 学習支援ボランティアを対象とした研修の実施

要綱第6条第3号に基づき、学習支援ボランティアを対象に実施する研修は、個別学習支援をスムーズに実施することを目的に行う。

(9) 賠償責任保険への加入

学習支援実施に当たり、塾総合保険等の賠償責任保険に加入するとともに、学習支援ボランティアに係るボランティア活動保険に加入する。

(10) 運営状況の報告

要綱第10条に定めるもののほか、運営状況等について、札幌市の求めに応じ報告する。

(11) その他留意事項

ア 委託業務の遂行にあたっては、札幌市と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、札幌市、受託者双方が協議をして、これを処理する。

イ 本事業により得られた統計データ等は、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表でき

ない。

ウ 広報印刷物等を作成する場合は、内容について予め札幌市と協議する。また、作成した広報印刷物等に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）等は札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用又は公表することはできない。

エ 札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用することはできない。

オ 第三者の著作権、肖像権、その他個人・団体等の権利を侵害しないように十分留意する。

カ 本事業に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告する。受託者限りで対応できないクレームが発生した場合は、迅速に札幌市へ報告し、対応を協議する。

キ 委託期間終了又は契約の取消しなどにより次期受託者に事業を引継ぐ際には、参加者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、札幌市の指示のもと、円滑な引継ぎに努める。

6 参加資格

本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であり、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

(2) 令和 2～4 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ、以下のアからウの要件を満たした者であること。

ア 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

イ 会社再生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。

ウ 札幌市競争入札参加資格審査等措置要領に基づく参加停止措置を受けていないこと

(3) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

7 企画提案実施に係るスケジュール（予定）

日程（いずれも令和 5 年）	内 容
2 月 13 日（月）	告示
2 月 13 日（月）～2 月 21 日（火）	事業実施に関する質問の受付（回答は 22 日（水）以降）
2 月 28 日（火）	企画提案参加意思確認書提出期限
3 月 7 日（火）	企画提案書提出期限
3 月中旬	書類審査 ※ 提案者が 6 者以上の場合のみ実施
3 月 13 日（月）	プレゼンテーション及びヒアリング実施
3 月下旬	選定結果通知

8 質問等の対応

(1) 提出方法

本業務の企画提案に関する質問は、「札幌市ひとり親家庭学習支援ボランティア事業運営業務 質問書(企画提案様式1号)」により電子メールで下記の期間に受け付ける。なお、電話や来所による質問は原則として受け付けない。

提出先は、「18 問合せ先」を参照すること。なお、件名は「(事業者名) 札幌市ひとり親家庭学習支援ボランティア事業運営業務質問書」とすること。

(2) 受付期限

令和5年2月21日(火) 正午

※ なお、受付期間内に到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

(3) 回答

令和5年2月22日(水) 以降にホームページで公開。

回答内容が質問者固有の提案事項に密接に関わる場合、質問者に対してのみ回答する。

9 企画提案参加意思確認書の提出

(1) 提出書類

企画提案への参加を希望する事業者は、「札幌市ひとり親家庭学習支援ボランティア事業運営業務 企画提案参加意思確認書(企画提案様式2号)」を提出すること。

(2) 提出期限

令和5年2月28日(火) 正午(必着)。

※ なお、提出期限までに提出がなかった者からの企画提案は受け付けない。

(3) 提出方法

郵送又は持参。

※ 郵送の場合は、送付後に電話等で札幌市への到達を確認すること。

※ 直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。ただし、令和5年2月28日(火)は正午までとする。

※ 参加意向申出書の提出以降に参加を辞退する場合は連絡すること。

10 企画提案書等の提出

(1) 企画提案を求める事項

ア 事業実施に係る人員配置

イ 学習支援の実施場所

ウ 学習支援の実施日・時間帯

エ ボランティアリーダー及び学習支援ボランティア確保のための方策

オ 参加者募集の方策

カ 学習支援の実施方法

キ 進路相談及び生活相談の効果的な実施のための方策

ク ボランティアリーダー及び学習支援ボランティアを対象とした研修の実施計画

ケ 事業実施にあたっての関係機関(団体)との連携内容

(2) 提出書類

ア 企画提案申込書（企画提案様式3号）1部

イ 企画提案書 8部

(ア) 概ね「10(1)企画提案を求める事項」の項目順に沿って作成すること。

(イ) A4判片面、20ページ以内（表紙と目次を除く）とすること。

(ウ) 最終ページは、想定経費内訳書（算定根拠を明記）とすること。

(エ) 表紙と目次を除き、ページの通し番号を付すこと。

(オ) 表紙を「令和5年度札幌市ひとり親家庭学習支援ボランティア事業運営業務 企画提案書」とすること。

(カ) 正本1部にのみ、提案事業者の名称、所在地、代表者（記名・押印）、責任者氏名、電話番号及びEメールアドレスを記載すること。

(キ) 提案事業者を特定できる表現は、上記(カ)を除き、行わないこと。

(3) 提出期限

令和5年3月7日（火）正午（必着）

(4) 提出方法

郵送又は持参

※ 郵送の場合は、送付後に電話等で札幌市への到達を確認すること。

※ 直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。ただし、令和5年3月7日（火）は正午までとする。

(5) 留意事項

ア 提出書類等の作成及び提出に係る費用は提案事業者の負担とする。

イ 提出書類等に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 提出のあった書類等は返却しない。

エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

11 選定

令和5年度札幌市ひとり親家庭学習支援ボランティア事業運営業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、別添「評価項目及び評価基準表」により、総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 参加資格確認

提出書類に基づき確認を行う。

(2) 書類審査

ア 企画提案者が6者以上となった場合は、提出された企画提案書に基づき実施委員会による書類審査のうえプレゼンテーション候補者を5者まで絞る。

イ 書類審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

(3) 実施委員会によるヒアリング

プレゼンテーションに対するヒアリングを行い、契約候補者1者を選定する。

ア 持ち時間は30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）程度とし、札幌市が示した時刻から順次個別に行う。なお、当日の割り当て時間帯等の詳細に関しては、事前に企画提案者に連絡する。

イ 事前に提出した企画提案書に基づいて、提案を行うこと。追加資料の配布やプロジェ

クター等の使用は認めない。

ウ 指定日時にヒアリングに参加できない場合、事情の如何にかかわらず失格とする。

(4) その他

ア 提案者が1者となった場合、実施委員会が定める最低評価基準（総合評価点が60%）を満たす場合のみ契約候補者として選定し、最低評価基準を満たさない場合は、再度公募を実施する。

イ 実施委員会による採点が同点となった場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

ウ 選定した事業者には決定通知を、落選した事業者には落選通知を送付する。

12 契約

(1) 契約は上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

(2) 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。ただし、次点の評価を受けた事業者が、基準を満たさない場合は交渉しない。

(3) 企画提案に当たり、虚偽の記載等不正とみなされる行為をした場合には、契約の相手方としない場合がある。

(4) 契約条件等に関しては、別紙の役務契約約款によるほか、業務内容の詳細については、企画提案された内容を踏まえ、札幌市と契約候補者の協議により決定する。なお、企画提案の内容をもって契約するとは限らない。

13 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当した場合は、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

14 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

(1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者

(2) 審査の公平性を害する行為を行った者

(3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

15 参加資格等についての申立て

企画提案者は、本企画競争において参加資格を満たさない、又は満たさないこととなった等の通知を受けた場合、通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める

条例で規定する休日を除く。) 以内に、その理由等について書面での回答を求めることができる。

16 評価についての申立て

企画提案者は、自らの評価に疑義がある場合、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を含める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

17 企画提案に係る著作権等に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び企画案が第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

18 問合せ先

札幌市子ども未来局子育て支援課 担当 中村・鳥居

電話 011-211-2988 FAX 011-231-6221

Eメール kosodatekatei@city.sapporo.jp

評価項目及び評価基準表

評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。

評価項目	評価基準	係数	評価点
業務に対する理解度	提案内容に事業の目的及び内容が的確に反映されているか。	2	10
業務実施体制	人員配置が、業務を適正かつ確実に遂行できるものとなっているか。	2	10
	学習支援の実施場所が、目的に照らして適切か。	2	10
	学習支援の実施日・時間帯の設定は目的に照らし妥当か。	2	10
	ボランティアリーダー及び学習支援ボランティアを十分確保するための方策が、具体的かつ適当なものとなっているか。	2	10
	学習支援の実施方法が、学習習慣の定着や基礎的な学力の向上に寄与する効果的な内容となっているか。	2	10
	対象児童及びその保護者からの進路相談や生活相談に応じ、適切な助言や支援を行うための方策が講じられているか。	2	10
	ボランティアリーダー及び学習支援ボランティアへの研修の実施計画に実効性があるか。	2	10
	関係機関（団体）との連携内容が、効果的な事業の推進が見込めるようなものとなっているか。	1	5
	参加者の募集	多くの参加が得られるような効果的な募集の手法となっているか。	2
事業運営における創意工夫	提案者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫がなされているか。	1	5
		合計	100